

# 平成 31 年度 学校訪問指導実施要項

島根県教育庁浜田教育事務所

## 1 目的

学習指導要領，第 2 期しまね教育ビジョン 21，各市町教育委員会の教育方針を踏まえた学校運営，教育課程，学習指導その他学校教育に関する専門的事項の助言・指導等を行う。

## 2 助言・指導等をする事項

- (1) 学校運営の改善，評価等に関すること
- (2) 教育課程の編成・実施・評価，学習指導の工夫・改善・評価，教育研究の立案・実施・評価に関すること
- (3) 県教育委員会の指導方針等の周知に関すること
- (4) 学校における教育上の課題及び実態把握に関すること
- (5) 学校教育その他，教育問題にかかわる情報交換に関すること
- (6) その他，義務教育全般の充実・発展に関すること

以下、太字 2 重下線が 31 年度の変更箇所

## 3 種類・内容・留意事項等

※学校訪問指導の種類は次の I～VI の 6 種類とする。

※養護教諭（養護助教諭）、栄養教諭、学校事務職員の学校訪問については、「VI 職務内容に係る学校訪問指導」に定める。

### I 研究推進型学校訪問指導（継続型）

目的	学力育成，授業改善，校内研究等を推進する学校に継続的に学校訪問指導を実施し，学校の主体的・自主的な取組を支援する。
対象	希望する学校 ※研究発表等を控えている学校が希望する場合は， <u>優先的に選定する。</u> ※希望する学校が多い場合には，市町教育委員会との協議により選定する。
内容	○ <u>学校の主体的・自主的な取組を支援するために必要な事前・事後における助言・指導</u> ○研究授業，研究協議に係る助言・指導
留意事項	・訪問回数は学校の計画に基づく。 ・年 1 回以上研究授業を行う。

## II 研究授業型学校訪問指導

目的	特定の教科等における指導力の向上及び研究発表会・指定事業等に係る助言・指導等により，教科等の研究の充実に資する。
対象	希望する学校
内容	○研究授業，研究協議に係る助言・指導 ○研究発表会，指定事業等，学校の実態や要望に応じた助言・指導
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則年間2回までとするが，それ以上の回数を希望する場合は本実施要項の『5年度中途における訪問申請』により対応する。</li> <li>・市，郡，町教育研究会等の授業公開と兼ねてもよい。</li> <li>・研究授業・研究協議は原則<b>全教職員参加</b>とするが，学校の実態や規模を考慮する。</li> <li>・希望する教科等に応じて，教育センター及び教育庁各課等の指導主事による学校訪問指導とする。</li> </ul>

## III 生徒指導に関する学校訪問指導

目的	各学校の組織的な生徒指導体制の充実に資する。
対象	① <b>悉皆</b> ： <u>管内すべての中学校</u> ② 上記①以外の希望する学校
内容	○全学級の授業参観（5校時または6校時の授業） ○管理職，生徒指導主任・主事等との情報交換（30分程度） ○演習（50分程度）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>訪問は1月末までとする。</u></li> <li>・5校時または6校時における全学級の授業を公開することとするが，学校の意向により，特定の学年・学級や教科等の授業公開とすることもできる。</li> <li>・演習は原則<b>全教職員参加</b>とする。</li> <li>・学習指導案の準備は原則不要とする。</li> </ul>

## IV 特別支援教育に関する学校訪問指導

目的	特別支援学級及び通級指導教室における指導力の向上，各学校の特別支援教育の推進及び体制整備の充実に資する。
対象	<p>① <b>悉皆</b>：新任の特別支援学級担任がいる学校  <u>※他の障がい種別の特別支援学級を担当したことがある場合は悉皆に含まれない。</u></p> <p>② <b>悉皆</b>：新任の通級指導教室担当者がいる学校</p> <p>③ <b>悉皆</b>：特別支援学級及び通級指導教室を設置している学校で，平成 29～30 年度に浜田教育事務所の『IV 特別支援教育に関する学校訪問指導』がなかった学校（3年に1回）  <u>※③の該当の年に、①または②にも該当した場合は、③は行わない。</u></p> <p>④ <b>悉皆</b>：<u>にこにこサポート事業実施校 ※別紙「平成31年度特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業）に係る学校訪問について」を参照</u></p> <p>⑤ 希望する学校 ※特別支援学級，通級指導教室設置の有無は問わない。</p>
内容	<p>○研究授業，研究協議に係る助言・指導</p> <p>○担任・担当者との個別懇談</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究授業後の研究協議は原則<b>全教職員参加</b>とする。<u>全員参加が難しい場合は、訪問する指導主事に事前に相談する。</u></li> <li>・島根県教育センター主管の「小中学校特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修（特新担）」対象者は，第1回（4月）と第2回（<u>11月</u>）のセンター研修の間に訪問期日を設定することが望ましい。</li> <li>・研究授業は「自立活動」または「各教科等を合わせた指導」とする。</li> <li>・市，郡，町教育研究会等の授業公開と兼ねてもよい。</li> <li>・一人学級あるいは通級指導教室においては，当日の児童・生徒の欠席等も考慮し，前時のVTR等の準備をしておくことが望ましい。</li> <li>・児童・生徒の実態によっては，別室モニターによる参観等を工夫する。</li> </ul>

## V 初任者研修・経験者研修に係る学校訪問指導

### ①初任者研修 ※研修内容は「島根県新任教職員研修実施要項」参照

目的	初任者研修の実施状況の確認と初任者研修対象者の授業力の向上に資する。
対象	<b>悉皆</b> ：初任者研修対象者（教諭等）のいる学校
内容	・「島根県新任教職員研修実施要項」に記載されている初任者研修に係る「学校訪問指導」実施要項に従う。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問時期は『第Ⅲ回教育センター研修』終了後（9月以降）とする。</li> <li>・公開授業・研究協議は原則<b>全教職員参加</b>とするが、学校の実態や規模を考慮する。</li> <li>・希望する教科等に応じて、教育センター及び教育庁各課等の指導主事による学校訪問指導とする。</li> </ul>

### ②6年目研修 ※研修内容は「教職経験者研修実施要項」参照

目的	6年目研修対象者の授業力の向上に資する。
対象	<b>悉皆</b> ：6年目研修対象者（教諭等）のいる学校 ※6年目研修第Ⅲ回の研修会場校に決定した場合は対象外とする。
内容	○研究授業，研究協議に係る助言・指導
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教職経験者研修実施要項」に記載されている「校内における研修」に基づき行う。</li> <li>・「平成31年度 学校訪問指導に係る調査書」における訪問期日の申請については、<b>希望日を各学期より1日ずつ設定する。</b></li> <li>・希望する教科等に応じて、浜田教育事務所スタッフと教育センター及び教育庁各課等の指導主事による学校訪問指導とする。</li> </ul>

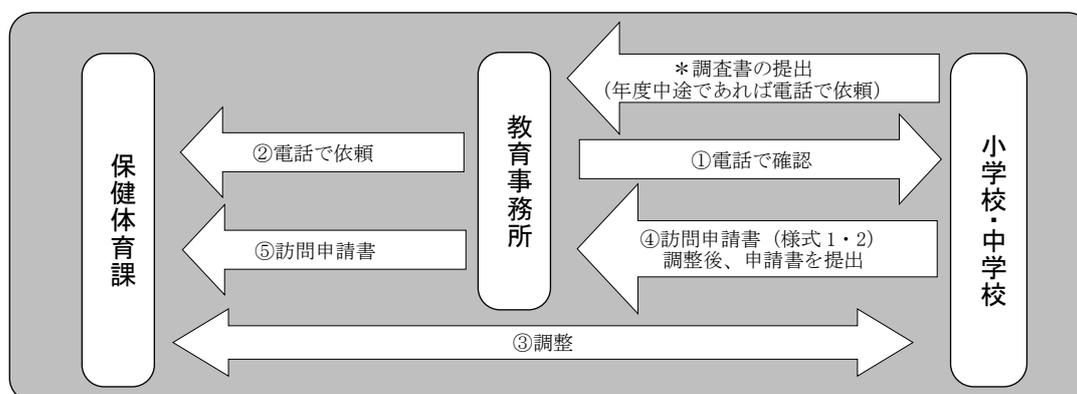
### ③中堅教諭等資質向上研修※研修内容は「教職経験者研修実施要項」参照

目的	<u>中堅教諭等資質向上</u> 研修対象者（教諭等）の授業力の向上に資する。
対象	<u>中堅教諭等資質向上</u> 研修対象者（教諭等）の学校訪問指導を希望する学校
内容	○研究授業，研究協議に係る助言・指導
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教職経験者研修実施要項」に記載されている「校内における研修」に基づき行う。</li> <li>・研究授業・研究協議は原則全教職員参加とするが，学校の実態や規模を考慮する。</li> <li>・希望する教科等に応じて，教育センター及び教育庁各課等の指導主事による学校訪問指導とする。</li> </ul>

## VI 職務研修に係る学校訪問指導

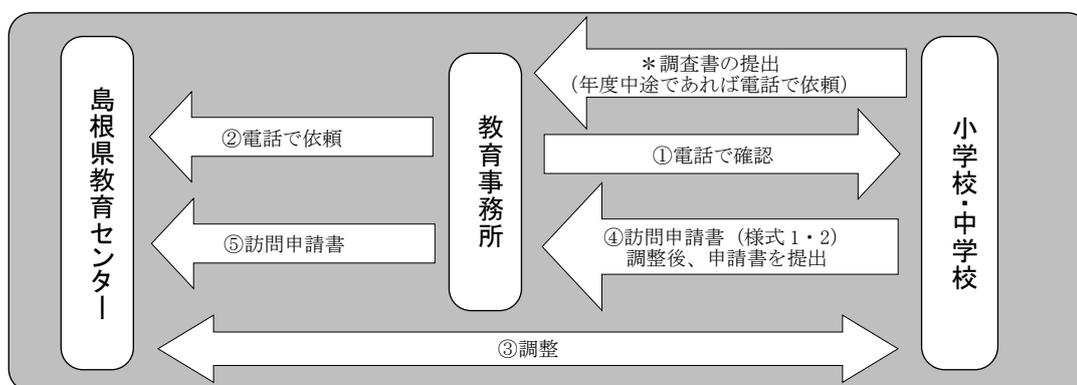
### ①養護教諭（養護助教諭）、栄養教諭の研修

目的	<u>養護教諭（養護助教諭）、栄養教諭の資質向上に資する。</u>
対象	<u>養護教諭（養護助教諭）、栄養教諭</u> *学校栄養士は対象としない。
内容	・職務の充実、発展に関する指導・助言
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請前に、<u>予め浜田教育事務所と相談をする。</u> (教育事務所は該当校へ連絡し、調査書の内容について確認、島根県教育委員会保健体育課に依頼する。学校からの申請を受けた後は、保健体育課へ申請する)</li> <li>・訪問申請書は、「5 年度中途における訪問申請」同様、様式1，2を使用する。</li> </ul>



## ②学校事務職員の研修

目的	<u>学校事務職員の資質向上に資する。</u>
対象	<u>学校事務職員</u>
内容	・ <u>学校事務の円滑な実施のための指導・助言</u>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原則1回とする。</u></li> <li>・ <u>申請前に、予め浜田教育事務所と相談をする。</u> (<u>教育事務所は該当校へ連絡し、調査書の内容について確認、島根県教育センターに依頼する。学校からの申請を受けた後は、教育センターへ申請する</u>)</li> <li>・ <u>訪問申請書は、「5 年度中途における訪問申請」同様、様式1, 2を使用する。</u></li> </ul>



## 4 手続き及び決定手順

### ◆各学校の手続き

- ・ 「平成 31 年度 学校訪問指導に係る調査書」(以下「調査書」) および にこにこサポート事業対象校は「特別な支援のための非常勤講師配置事業 (にこにこサポート事業) に係る学校訪問日程調整票」(以下「調整票」) を 浜田教育事務所ホームページの「学校訪問指導」 よりダウンロードし、必要事項を記入する。  
浜田教育事務所ホームページ [https://www.pref.shimane.lg.jp/hamada\\_kyoiku/](https://www.pref.shimane.lg.jp/hamada_kyoiku/)
  - ・ 記入後、「調査書」・「調整票 (対象校のみ)」を以下のように提出する。
    - ◇各市町教育委員会へ……………「調査書」・「調整票 (対象校のみ)」を2部提出
    - ◇浜田教育事務所担当者へ……………「調査書」・「調整票 (対象校のみ)」を電子データで1部提出
- ※提出先メールアドレス： [kawamura-kyoko@edu.pref.shimane.jp](mailto:kawamura-kyoko@edu.pref.shimane.jp)  
 ※ [ 件名 ] 欄に学校名を付記して送信する。
- ◇提出締切 4月19日(金)

### ◆各市町教育委員会の手続き

- ・各学校から提出される「調査書」・「調整票（対象校のみ）」を1部、浜田教育事務所へ提出する。

### ◆浜田教育事務所の手続き

- ・各学校の希望をもとに訪問日・訪問予定者等を決定し、各学校及び各市町教育委員会に決定通知を送付する（5月下旬予定）。

## 5 年度中途における訪問申請

各学校及び市、郡、町教育研究会等において、年度中途に学校訪問指導の必要が生じた場合には、以下のように連絡、手続き等を行う。

※浜田教育事務所外に所属するスタッフの学校訪問指導を希望する場合も、以下の手続きを行う。

### ◆各学校の手続き

- ・浜田教育事務所に事前連絡・相談をする。
- ・学校訪問指導が可能な場合には、次の様式を訪問日の2週間前までに浜田教育事務所に提出する（pp.8-9参照）。

◇様式1：訪問指導について（派遣申請）…1部提出

◇様式2：訪問指導について（依頼）…1部提出

※様式1・様式2は、浜田教育事務所ホームページの「学校訪問指導」よりダウンロードする。

浜田教育事務所ホームページ [https://www.pref.shimane.lg.jp/hamada\\_kyoiku/](https://www.pref.shimane.lg.jp/hamada_kyoiku/)

### <留意事項>

- ・原則、訪問は2月末までとする。諸行事、年間の学校訪問指導計画等の都合により、希望にこたえられない場合もある。

## 6 訪問決定から訪問日までの各学校の準備

### ①訪問予定者への事前連絡

- ・日程、内容及び協議の視点等を連絡する。

### ②学習指導案等の送付

- ・訪問日の1週間前までに、訪問予定者へ送付する（紙媒体を基本とするが、期日が迫った場合については、訪問する指導主事に相談する）
- ・必要に応じて、「全体計画」、「年間指導計画」、「個別の指導計画」等の資料もあわせて送付する。

### <その他>

- ・近隣校に研修内容を周知し、可能な限り地域での研修の機会とすることが望ましい。
- ・訪問日や教科等内容に変更が生じた場合には、浜田教育事務所の訪問指導担当者に連絡をする。
- ・他の訪問や研究会等と兼ねる場合は、必ず訪問者にその旨を伝える。助言・指導者が複数名になる場合は、時間や内容について調整を図り、それぞれの助言・指導者に伝える。

※浜田教育事務所ホームページの「学校訪問指導」よりダウンロード  
浜田教育事務所ホームページ [https://www.pref.shimane.lg.jp/hamada\\_kyoiku/](https://www.pref.shimane.lg.jp/hamada_kyoiku/)

(様式1)

年 月 日

浜田教育事務所長 様  
< 他の所属長 様 >

※浜田教育事務所外に所属するスタッフ（訪問予定者）の訪問指導を希望する場合は、  
浜田教育事務所長と訪問予定者の所属長の連名とし、浜田教育事務所に1部送付する。

学校または園 名  
校長または園長 氏名

印

## 訪問指導について（派遣申請）

このことについて、下記のとおり指導主事等の派遣を申請します。

記

1 指導主事等名

2 期 日 年 月 日（ ）

3 内 容

4 その他

※浜田教育事務所ホームページの「学校訪問指導」よりダウンロード  
浜田教育事務所ホームページ [https://www.pref.shimane.lg.jp/hamada\\_kyoiku/](https://www.pref.shimane.lg.jp/hamada_kyoiku/)

(様式2)

年 月 日

(指導主事等名) 様

学校または園 名  
校長または園長 氏名

印

### 訪問指導について（依頼）

このことについて、下記のとおり依頼します。

記

- 1 期 日 年 月 日 ( )
- 2 場 所
- 3 日 程
- 4 研究会、協議会の内容等
- 5 参加者数（他の学校または園からの参加等もわかるように記入する）
- 6 その他

【平成31年度 学校訪問指導の概略】

	I 研究推進型 (継続型)	II 研究授業型	III 生徒指導	IV 特別支援教育	V 初任者研修・経験者研修に係る学校訪問指導		
					① 初任者研修	② 6年目研修	③ <u>中堅教諭等資 質向上研修</u>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>希望する学校</li> </ul> ※研究発表等を控えている学校が希望する場合は、 <u>優先的に選定する。</u> ※希望が多い場合は、市町教育委員会と協議により選定する	<ul style="list-style-type: none"> <li>希望する学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>悉皆管内すべての中学校</u></li> <li>その他希望する学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>悉皆</u> 特新担、特別支援学級及び通級指導教室を設置している学校で過去2年間浜田教育事務所の特別支援教育に関する学校訪問指導がなかった学校、<u>ここにサポート事業実施校</u></li> <li>その他希望する学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>悉皆</u> 初任者研修対象者のいる学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>悉皆</u> 6年目研修対象者のいる学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>中堅教諭等資質向上</u>研修対象者の学校訪問指導を希望する学校</li> </ul>
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>学校の主体的・自主的な取組を支援するために必要な事前・事後における助言・指導</u></li> <li>研究授業、研究協議に係る助言・指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究授業、研究協議に係る助言・指導</li> <li>研究発表会、指定事業等に係る助言・指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観</li> <li>管理職・生徒指導主任・主事等との情報交換</li> <li>演習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究授業、研究協議に係る助言・指導</li> <li>担任・担当者との個別懇談</li> <li>事例検討会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「島根県新任教職員研修実施要項」に記載されている初任者研修に係る「学校訪問指導」実施要項に従う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究授業、研究協議に係る助言・指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究授業、研究協議に係る助言・指導</li> </ul>
回数	年間複数回（学校の計画に基づく）	年間2回まで（学校の希望に応じる）	年間1回	原則年間1回	年間1回	年間1回	年間1回
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>年1回以上研究授業を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2回以上希望する場合は本実施要項の『5年度中途における訪問申請』により対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>訪問は1月末までとする。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特新担対象者は第1回（4月）と第2回（<u>11</u>月）のセンター研修の間に訪問時期を設定することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問時期は教育センター研修「授業づくりの研修」（9月）終了後とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6年目研修内容は「教職経験者研修実施要項」参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>中堅教諭等資質向上</u>研修内容は「教職経験者研修実施要項」参照</li> </ul>

※VI 職務研修に係る学校訪問指導および年度中途に学校訪問指導等の必要が生じた場合は、浜田教育事務所と協議の上、派遣申請書及び依頼書（様式1、様式2）を訪問日の2週間前までに浜田教育事務所に送付する。